

～ 十五訂版 はしがき ～

本書は、昭和 50 年に初版を刊行した以降、法令等が改正される都度、随時改訂を加え、商業登記手続の全般にわたり、登記申請書、添付書類の作成例を掲げ、わかりやすく実務的に解説したものとして、商業登記を申請する方々や商業登記実務に携わる方々に広く利用され、多くの好評をいただいております。

平成 27 年 5 月に 14 訂版を刊行後、登記の真実性の向上を更に進めるため、登記すべき事項につき株主総会の決議等を要する登記の申請について、主要な株主の氏名又は名称及び住所並びに各株主の有する株式数及び議決権数等を記載した株主リストの添付を求めることとする商業登記規則の改正が行われました（平成 28 年法務省令第 32 号）。

また、商号等のフリガナについて、国税庁法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始するとされたことを受け、平成 30 年 3 月 12 日から、商業・法人登記の申請書に申請人の商号又は名称のフリガナの記載を求める取扱いが開始されました。加えて、対日直接投資の推進のために、外国人・海外居住の方の商業登記手続についても、外国人の署名証明書、出資の払込みを証する書面等の取扱いについて改められました。

そこで、全編にわたり改訂を行い、登記申請書および添付書類等の作成例を掲載するとともに、登記申請の方法についても、登記・供託オンライン申請システムを利用した、登記すべき事項のオンライン提供による申請の方法を多数掲載しています。

近年は、社会情勢を反映して、めまぐるしく変化していますが、本書は発刊に至るまでの最新の資料等に基づき作成しておりますので、本書 15 訂版が、従来のものと同様に、多くの関係者の座右にあり、正しく、かつスピーディな登記申請に役立つ手引書として活用されることを願っております。

令和元年 5 月吉日

日本法令商業登記研究会

❧ 総 説

- I 商業登記の意義 62
- II 登記申請の補正・取下げ・却下 87
- III 登記の更正及び抹消 94
- IV 審査請求 98
- V 登記事項証明書、印鑑証明書及び登記事項要約書等の請求、
附属書類の閲覧 99
- VI 電子認証制度 109
- VII 債権譲渡登記事項概要ファイル及び動産譲渡登記事項概要ファイ
ル 113

❧ 株式会社 編

- 第1章 株式会社のつくり方（設立） 116
- 第2章 定款変更とその登記 191
- 第3章 本・支店の変更とその登記 209
- 第4章 役員の変更とその登記 235
- 第5章 発行する株式の内容の定め（譲渡制限に関する規定を含む）の設
定・廃止の登記 362
- 第6章 株券を発行する旨の定款の定め・廃止・設定の登記 374
- 第7章 募集株式の発行等株式を発行する場合の登記 382
- 第8章 株式の分割、無償割当てと併合及び自己株式の消却の登記
423
- 第9章 新株予約権の登記 437
- 第10章 資本金の額の増加又は減少 462
- 第11章 解散・継続・清算終了の登記 473

❧ 特例有限会社 編

- 第1章 特例有限会社における固有の登記 504
第2章 通常の株式会社への移行の登記 520

❧ 合名・合資・合同会社 編

- 第1章 合名会社の登記 534
第2章 合資会社の登記 570
第3章 合同会社の登記 573
第4章 持分会社の種類変更の登記 597

❧ 外国会社 編

- 第1章 外国会社（総説） 610
第2章 外国会社の登記手続 612

❧ 組織再編 編

- 第1章 組織変更の登記 628
第2章 合併の登記 659
第3章 会社分割による登記 731
第4章 株式交換・移転の登記 776

資料 編

商業登記規則（最終改正：平成28年4月20日法務省令第32号）
810

登録免許税法別表第一（抜粋）（最終改正：平成26年6月27日法律
第92号） 892

■ 総 説

I 商業登記の意義 62

- 1 商業登記制度の趣旨 62
- 2 登記等の義務と過料制度 62
- 3 登記の種類 62
 - (1) 主体（中心をなすもの）による分類 63
 - (2) 登記の事由の発生の態様による分類 65
- 4 登記事項 65
- 5 登記の効力 66
 - (1) 登記がない場合の効力 66
 - (2) 登記がある場合の効力 66
 - (3) 不実の登記の効力（公信力） 66
 - (4) 登記の効力の例外（形成力） 67
- 6 登記事務をつかさどる機関（登記所） 67
- 7 登記手続のあらまし 68
 - (1) 当事者申請主義 68
 - (2) 書面主義 68
 - (3) 申請書の提出 70
- 8 添付書類 71
 - (1) 代理権を証する書面 71
 - (2) 官庁の許可書又は認可書 72
 - (3) 株主総会議事録等 72
 - (4) 総株主、総種類株主の同意書 73
 - (5) 定款等 74

- (6) 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 74
- (7) 資本金の額の計上を証する書面等 74
- (8) 添付書類の原本還付 75
- (9) 登記申請書に添付する電磁的記録 75

9 登録免許税 79

10 印鑑の提出等 79

11 代理人による請求 82

総説－1 印鑑カード交付申請書 83

総説－2 印鑑（改印）届書 84

総説－3 印鑑・印鑑カード廃止届書 85

総説－4 印鑑証明書交付申請書 86

II 登記申請の補正・取下げ・却下 87

1 補 正 87

2 取 下 げ 87

- (1) 取下げの理由 87
- (2) 取下げの時期 87
- (3) 取下げの手続 88

総説－5 取 下 書 88

- (4) 申請書及び添付書類の還付 88
- (5) 登録免許税の還付 88
- (6) 使用済登録免許税の領収証書、印紙についての再使用証明 89

3 却 下 89

- (1) 登記申請の却下 89
- (2) 登記申請の却下事由 89

総説－6 再使用証明申出書 90

III 登記の更正及び抹消 94

1 登記の更正 94

2 登記の抹消 94

総説－7	商号、目的等の錯誤による株式会社更生登記申請書	95
------	-------------------------	----

総説－8	錯誤による抹消登記申請書	97
------	--------------	----

総説－9	上 申 書	98
------	-------	----

IV 審査請求 98

V 登記事項証明書、印鑑証明書及び 登記事項要約書等の請求、附属書類の閲覧 99

1 登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）の請求 99

- (1) 登記事項証明書の種類 100
- (2) 登記事項証明書の申請書の記載事項 101
- (3) 登記事項証明書の請求の方法 103
- (4) コンピュータ化以前の閉鎖登記簿の謄本又は抄本の請求 104

2 印鑑証明書の請求 104

3 登記事項要約書の交付請求、登記簿又は附属書類の閲覧 105

- (1) 登記事項要約書の交付の請求 105
- (2) 登記情報提供サービス 105
- (3) 附属書類の閲覧 106

総説－10	登記事項証明書・登記簿謄抄本・概要記録事項証明書交付 申請書	107
-------	-----------------------------------	-----

総説－11	登記事項要約書交付・閲覧申請書	108
-------	-----------------	-----

VI 電子認証制度 109

- 1 電子認証制度の意義 109
- 2 電子証明書の発行の請求 110
- 3 電子証明書の取得 111
- 4 電子証明書の使用の廃止の届出等 111
- 5 登記事項の変更に伴う電子証明書の失効 112
- 6 電子証明書の有効性の確認 112

Ⅶ 債権譲渡登記事項概要ファイル及び 動産譲渡登記事項概要ファイル	113
--	-----

- | | |
|---|-----|
| 1 商業法人登記所で請求できる債権（動産）譲渡登記事項概要
ファイルの証明書の種類 | 113 |
| 2 概要記録事項証明書の交付請求の方法 | 114 |

株式会社 編

第1章 株式会社のつくり方（設立）

I 概 説	116
--------------	-----

- | | |
|----------------|-----|
| 1 大 会 社 | 116 |
| 2 資本金の額 | 116 |
| 3 設立の方法 | 117 |
| (1) 募集設立 | 117 |
| (2) 発起設立 | 124 |

Ⅱ 定款の作成と手続	125
-------------------	-----

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 絶対的記載事項 | 125 |
| (1) 目 的 | 125 |
| (2) 商 号 | 126 |
| (3) 本店の所在地 | 127 |
| (4) 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額 | 127 |
| (5) 発起人の氏名及び住所 | 127 |
| (6) 発行可能株式総数 | 127 |
| 2 相対的記載事項 | 128 |
| 3 任意的記載事項 | 130 |
| 4 定款作成例 | 130 |

5 定款の認証手続 135

- (1) 公証人の管轄 135
- (2) 法人の実質的支配者となるべき者に関する申告 135
- (3) 書面による定款の場合 137
- (4) 電子定款の場合 138

III 設立の登記手続 139

1 登記申請の手続 139

- (1) 発起設立の場合 139
- (2) 募集設立の場合 139

2 申請書の作成上の注意 140

3 申請書の記載事項 141

- (1) 商 号 141
- (2) 振り仮名 141
- (3) 本 店 141
- (4) 登記の事由 142
- (5) 官庁の許可書の到達年月日 142
- (6) 登記すべき事項 142
- (7) 課税標準金額 144
- (8) 登録免許税 144
- (9) 添付書類 144
- (10) 登記申請年月日 144
- (11) 登記申請人の表示 144
- (12) 代理人の氏名・住所（代理人によって登記の申請をする場合） 145
- (13) 登記所の表示 145

4 添付書類 145

- (1) 定 款 145
- (2) 募集設立の場合、設立時募集株式の引受けの申込み又は会社法61条の契約を証する書面 145
- (3) 定款に変態設立事項についての記載があるときは、次に掲げる書面 145

- (4) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本 146
- (5) 会社法34条1項の規定による払込みがあったことを証する書面 146
- (6) 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面 147
- (7) 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面 148
- (8) 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面（取締役会設置会社の場合） 148
- (9) 設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面（設立時取締役の過半数の一致を証する書面） 148
- (10) 創立総会の議事録（募集設立の場合） 148
- (11) 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面 148
- (12) (11) の書面の設立時取締役（設立しようとする会社が取締役会設置会社である場合にあっては、設立時代表取締役又は設立時代表執行役）の印鑑につき市区町村長の作成した証明書 149
- (13) (11) の書面において記載されている設立時取締役及び設立時監査役（設立しようとする会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては、加えて、設立時執行役）の住所につき市区町村長が職務上作成した証明書等 149
- (14) 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面 149
- (15) 特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面 150
- (16) 設立時役員等及び設立時執行役の氏名につき、婚姻前の氏をも登記するよう申し出る場合にあっては、当該設立時役員等又は当該設立時執行役の婚姻前の氏を証する書面 150
- (17) 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面 150
- (18) 創立総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面 151

5 設立登記申請書作成例 151

(1) 募集設立 151

- 設立－1 株式会社募集設立登記申請書(取締役会設置会社の募集設立) 151
- 設立－2 登記事項提出書の例 155
- 設立－3 定 款 156
- 設立－4 資本金及び資本準備金を発起人全員の同意により定めた場合の同意書 161
- 設立－5 設立時発行株式に関する発起人の同意書 161
- 設立－6 設立時発行株式に関する発起人の同意書(現物出資の場合) 162
- 設立－7 株式申込証(普通株式のみを発行する場合) 162
- 設立－8 創立総会議事録 163
- 設立－9 設立時代表取締役を選定したことを証する書面 165
- 設立－10 就任承諾書 166
- 設立－11 調査報告書(会社法第28条各号に規定する変態設立事項がある場合) 166
- 設立－12 本店及び支店所在場所決議書 167
- 設立－13 資本金の額の計上に関する証明書 168
- 設立－14 委 任 状 169

(2) 発起設立 169

- 設立－15 株式会社設立登記申請書(設立時取締役, 設立時監査役, 設立時代表取締役を定款で定めた場合の発起設立) 169
- 設立－16 登記事項提出書の例 172
- 設立－17 定 款 174
- 設立－18 設立時発行株式に関する発起人の同意書 178
- 設立－19 発起人会議事録 179
- 設立－20 就任承諾書 179
- 設立－21 調査報告書(会社法第28条各号に規定する変態設立事項がある場合) 180
- 設立－22 払込みのあったことを証する書面 181

設立-23	資本金の額の計上に関する証明書	182
設立-24	委任状	183
設立-25	払込金受入証明書	184
設立-26	株式払込金保管証明書	185
設立-27	公認会計士の会計参与資格証明願	186
設立-28	公認会計士の会計監査人資格証明願	188
設立-29	税理士資格証明書	190

第2章 定款変更とその登記

1	定款変更の手続	192
(1)	株主総会の種類	192
(2)	議決権	192
(3)	株主総会の決議方法	193
(4)	決議の効力発生の時期	194
2	変更登記申請の手続	195
3	申請書の作成上の注意	195
4	申請書の記載事項	195
(1)	商号	195
(2)	本店	195
(3)	登記の事由	196
(4)	登記すべき事項	196
(5)	官庁の許可書の到達年月日	198
(6)	添付書類	198
(7)	登録免許税	201
(8)	その他	201
5	変更登記申請書作成例	202
(1)	商号を変更する場合	202
定款変更-1	株式会社変更登記申請書	202
定款変更-2	登記事項提出書の例	203
定款変更-3	株主総会議事録	204

定款変更－ 4	株主リスト	205
定款変更－ 5	委任状	205
(2) 目的を変更する場合 205		
定款変更－ 6	株式会社変更登記申請書	205
定款変更－ 7	登記事項提出書の例	206
(3) 会社の発行可能株式総数を変更した場合 (普通株式のみを発行する場合) 206		
定款変更－ 8	株式会社変更登記申請書	206
(4) 公告方法を変更した場合 207		
定款変更－ 9	株式会社変更登記申請書	207
定款変更－ 10	登記事項提出書の例	208
(5) 存続期間を変更(又は廃止)した場合 208		
定款変更－ 11	株式会社変更登記申請書	208

第3章 本・支店の変更とその登記

I 本店の所在地の変更による登記 209

- 1 登記の申請(登記所の管轄) 210
- 2 登記事項及び登記期間 211
- 3 本店移転登記申請書作成例 211

(1) 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合で、

新本店所在地の登記所に既存の支店がない場合 211

本・支店移転－ 1	株式会社本店移転登記申請書(旧本店所在地用)	211
本・支店移転－ 2	株主総会議事録	212
本・支店移転－ 3	株主リスト	213
本・支店移転－ 4	取締役会議事録	213
本・支店移転－ 5	委任状	214
本・支店移転－ 6	株式会社本店移転登記申請書(新本店所在地用)	214

本 支店移転 - 7	登記事項提出書の例	215
(2)	本店を同一登記所の管轄区域内で移転した場合	217
本 支店移転 - 8	株式会社本店移転登記申請書	217
(3)	本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合で、 新本店所在地の登記所に既存の支店がある場合	218
本 支店移転 - 9	株式会社本店移転登記申請書（新本店所在地用）	218
(4)	支店所在地でする場合	219
本 支店移転 - 10	株式会社本店移転登記申請書	219

II 本店又は支店の表示の変更による登記 220

1	表示の変更と登記の申請	220
2	本店移転変更登記申請書作成例	220
	住居表示の実施による本店変更を本店所在地で申請する場合	220
本 支店移転 - 11	株式会社本店変更登記申請書	220
本 支店移転 - 12	委任状	221

III 支店の設置、移転、廃止による登記 221

1	支店の設置による登記	222
(1)	登記の手続	222
(2)	添付書類	223
2	支店設置登記申請書作成例	223
(1)	本店所在地で申請する場合	223
本 支店移転 - 13	株式会社支店設置登記申請書	223
本 支店移転 - 14	取締役会議事録	224
本 支店移転 - 15	委任状	225
(2)	本店又は既存支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域外に設置した場合（新支店所在地用）	225
本 支店移転 - 16	株式会社支店設置登記申請書	225
(3)	既存支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に設置した場合	226

本・支店移転－17	株式会社支店設置登記申請書	226
-----------	---------------	-----

3 支店の移転による登記 227

(1) 登記の手続 227

(2) 添付書類 227

4 支店移転登記申請書作成例 228

(1) 本店所在地で申請する場合 228

本・支店移転－18	株式会社支店移転登記申請書	228
-----------	---------------	-----

本・支店移転－19	取締役会議事録	228
-----------	---------	-----

本・支店移転－20	委任状	229
-----------	-----	-----

(2) 本店又は既存支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域外に移転した場合（新支店所在地用） 230

本・支店移転－21	株式会社支店移転登記申請書	230
-----------	---------------	-----

本・支店移転－22	登記事項提出書の例	231
-----------	-----------	-----

(3) 既存支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内で移転した場合 231

本・支店移転－23	株式会社支店移転登記申請書	231
-----------	---------------	-----

5 支店の廃止による登記 232

(1) 登記の手続 232

(2) 添付書類 232

6 支店廃止登記申請書作成例 232

(1) 本店所在地でする場合 232

本・支店移転－24	株式会社支店廃止登記申請書	232
-----------	---------------	-----

本・支店移転－25	取締役会議事録	233
-----------	---------	-----

(2) 支店所在地でする場合 234

本・支店移転－26	株式会社支店廃止登記申請書	234
-----------	---------------	-----

第4章 役員の変更とその登記

I 株式会社（特例有限会社を除く。）の機関設計ルール	235
----------------------------	-----

1	株式会社の機関	235
2	機関設計の基本ルール	235
3	機関設計のパターンと登記すべき事項	236
	(1) 公開会社である大会社	236
	(2) 非公開会社である大会社	237
	(3) 公開会社である大会社以外の会社	237
	(4) 非公開会社である大会社以外の会社	238

II 取締役の就任及び退任 239

1	取締役とは	239
2	取締役の資格	239
3	取締役の員数	240
4	取締役の選任	240
	(1) 選任機関	240
	(2) 選任決議の通知	241
	(3) 選任決議の定足数	241
	(4) 累積投票	241
	(5) 取締役候補者の議決権の行使	241
	(6) 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役との区別	242
	(7) 補欠の予選	242
	(8) 就任承諾	242
	(9) (代表) 取締役の選任に関する議事録の押印	243
	(10) 就任承諾書及び印鑑証明書の添付	243
	(11) 就任承諾書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(本人確認証明書)の添付	243
5	取締役の任期	244
	(1) 任期の原則	244
	(2) 定款変更に伴う退任	244
	(3) 任期の起算点	245
	(4) 補充又は増員のために選任された取締役の任期	245

(5) 任期の変更	246
-----------	-----

6 取締役の退任 246

(1) 任期の満了	247
(2) 辞任	247
(3) 解任	247
(4) 定款所定の資格の喪失	249
(5) 取締役の死亡、破産	249
(6) 欠格事由の発生	249
(7) 会社の解散及び破産	249

7 取締役の権利義務を有する者 249

8 社外取締役 250

(1) 特別取締役による議決の定めがあるとき	250
(2) 監査等委員会設置会社であるとき	250
(3) 指名委員会等設置会社であるとき	250

9 仮取締役 251

Ⅲ 代表取締役の就任及び退任 251

1 代表取締役とは 251

2 代表取締役の資格 252

3 代表取締役の員数 252

4 代表取締役の選定 252

(1) 代表取締役選定の手続	252
(2) 代表取締役の選任に関する取締役会議事録の押印	253
(3) 定款・総会・互選での代表取締役決定があった場合	253

5 代表取締役の退任 253

(1) 取締役の地位の喪失	253
(2) 辞任	254
(3) 解任	254

6 仮代表取締役 255

7 代表取締役の職務代行者 255

IV 監査役の就任及び退任 255

- 1 監査役とは 255
- 2 監査役の資格 256
- 3 監査役の員数 256
- 4 監査役の選任 257
- 5 監査役の任期 257
- 6 監査役の退任 258

V 会計参与の就任及び退任 259

- 1 会計参与とは 259
- 2 会計参与の資格 259
- 3 会計参与の選任 259
- 4 会計参与の任期 260
- 5 計算書類の備置 260
- 6 会計参与の退任 260

VI 会計監査人の就任及び退任 261

- 1 会計監査人とは 261
- 2 会計監査人の資格 261
- 3 会計監査人の選任・退任及び任期 262
- 4 一時会計監査人の職務執行者 262

VII 特別取締役の就任及び退任 263

- 1 特別取締役とは 263
- 2 特別取締役の選任等 263

VIII 監査等委員の就任及び退任 264

- 1 監査等委員会設置会社とは 264
- 2 監査等委員会を組織する取締役及び
それ以外の取締役の選任・退任、任期等 265

- (1) 選任及び任期等 265
- (2) 監査等委員会設置会社の定めの設定又は廃止に伴う任期の満了 265
- (3) 解 任 266

IX 指名委員会等委員，執行役及び代表執行役の就任並びに退任 266

- 1** 指名委員会等設置会社とは 266
- 2** 委員会委員，執行役及び代表執行役の選定・退任，任期等 267
 - (1) 指名委員会等委員 267
 - (2) 執行役 267
 - (3) 代表執行役 268

X 取締役及び代表取締役に関する登記手続 269

- 1** 登記事項 269
 - (1) 取締役又は代表取締役が就任したとき 269
 - (2) 取締役又は代表取締役が退任したとき 270
 - (3) 取締役の氏名又は代表取締役の氏名若しくは住所に変更が生じたとき 272
- 2** 登記期間 272
- 3** 申請人 272
- 4** 申請書の記載事項 273
 - (1) 登記の事由 273
 - (2) 登記すべき事項 273
- 5** 役員等の氏の記録に関する申出書 274
- 6** 取締役，代表取締役の変更登記の申請書の添付書類の通則 274
- 7** 取締役，代表取締役の就任の登記の添付書類 275
 - (1) 選任等を証する書面 275
 - (2) 就任の承諾を証する書面 279

(3) 本人確認証明書 280

8 取締役、代表取締役の退任の登記の添付書類 281

(1) 任期満了による退任の場合 282

(2) 辞任の場合 283

(3) 解任の場合 283

(4) 取締役欠格事由が発生した場合 283

(5) 破産した場合 283

(6) 死亡の場合 284

9 取締役、代表取締役の氏名又は住所の変更の登記の添付書類 284

10 登録免許税 284

11 取締役及び代表取締役に関する登記申請書作成例 285

(1) 取締役会非設置会社 285

① 取締役全員が各自代表の場合（又は株主総会で代表取締役を選定する場合）において、取締役及び会計参与が全員重任の場合 285

役員変更－ 1 株式会社変更登記申請書 285

役員変更－ 2 登記事項提出書の例 286

役員変更－ 3 株主総会議事録 288

役員変更－ 4 株主リスト 290

役員変更－ 5 委任状 290

② 取締役の互選により代表取締役を選定する場合において取締役及び会計参与が全員重任の場合 290

役員変更－ 6 株式会社変更登記申請書 290

役員変更－ 7 登記事項提出書の例 291

役員変更－ 8 株主総会議事録 292

役員変更－ 9 株主リスト 293

役員変更－ 10 取締役による互選書 293

役員変更－ 11 就任承諾書 294

(2) 取締役会設置会社 294

① 取締役及び会計参与が全員重任の場合 294

役員変更－ 12 株式会社変更登記申請書 294

役員変更－13	登記事項提出書の例	295
役員変更－14	株主総会議事録（全員重任）	296
役員変更－15	株主リスト	296
役員変更－16	取締役会議事録（代表取締役の選定）	297
12	取締役又は代表取締役の退任の登記申請書作成例	298
	（1）取締役が辞任し、後任取締役が就任した場合	298
役員変更－17	株式会社変更登記申請書	298
役員変更－18	株主総会議事録	299
役員変更－19	株主リスト	299
役員変更－20	辞任届	299
	（2）取締役が死亡した場合	300
役員変更－21	株式会社変更登記申請書	300
役員変更－22	死亡届	300
13	取締役の氏名・住所変更の登記申請書作成例	301
	（1）取締役の氏の変更の場合	301
役員変更－23	株式会社変更登記申請書	301
	（2）代表取締役の住所移転の場合	302
役員変更－24	株式会社変更登記申請書	302

XI 監査役の変更の登記手続..... 303

1	登記事項	303
	（1）監査役が就任したとき	303
	（2）監査役が退任したとき	304
	（3）監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを新設、 廃止したとき	305
	（4）監査役の氏名に変更が生じたとき	305
2	登記期間	305
3	申請人	306
4	申請書の記載事項	306
	（1）登記の事由	306
	（2）登記すべき事項	306

5	監査役の氏の記録に関する申出等	307
6	添付書類	307
	(1) 監査役の就任の登記	308
	(2) 監査役の退任の登記	309
	(3) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを設定 (廃止) した場合	311
	(4) 監査役の氏名の変更	311
	(5) その他	311
7	登録免許税	312
8	監査役設置会社の定めの廃止及び監査役の退任の登記の申請 書作成例	312
役員変更 - 25	株式会社変更登記申請書	312
役員変更 - 26	株主総会議事録	312
役員変更 - 27	株主リスト	313
役員変更 - 28	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の 定めの設定による変更登記の申請書	314
役員変更 - 29	株主総会議事録	314
役員変更 - 30	株主リスト	315
役員変更 - 31	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の 定めの廃止による変更登記の申請書	315
役員変更 - 32	登記事項提出書の例	316
役員変更 - 33	株主総会議事録	316
役員変更 - 34	株主リスト	317

XII 会計参与の登記手続 318

1	登記事項	318
	(1) 会計参与が就任したとき	318
	(2) 会計参与が退任したとき	319
	(3) 会計参与の氏名若しくは名称又は計算書類の備置場所に変更が生じ たとき	320
2	登記期間	320

3	申請人	320
4	申請書の記載事項	320
	(1) 登記の事由	321
	(2) 登記すべき事項	321
5	会計参与の氏の記録に関する申出等	321
6	添付書類	322
	(1) 会計参与の就任の登記	322
	(2) 会計参与の退任の登記	322
	(3) 会計参与の氏名若しくは名称又は計算書類の備置場所の変更	325
	(4) その他	325
7	登録免許税	325

XII 会計監査人又は一時会計監査人の職務執行者の 登記手続 326

1	登記事項	326
	(1) 会計監査人が就任したとき	326
	(2) 会計監査人が退任したとき	327
	(3) 一時会計監査人の職務執行者が選任されたとき	327
	(4) 会計監査人又は一時会計監査人の職務執行者の氏名又は名称 に変更が生じたとき	328
2	登記期間	328
3	申請人	328
4	申請書の記載事項	328
	(1) 登記の事由	329
	(2) 登記すべき事項	329
5	会計監査人の氏の記録に関する申出等	329
6	添付書類	330
	(1) 会計監査人の就任の登記	330
	(2) 一時会計監査人の職務執行者の就任の登記	331
	(3) 会計監査人又は一時会計監査人の職務執行者の退任の登記	332

(4) 会計監査人の氏名又は名称の変更の登記 333

(5) その他 333

7 登録免許税 334

XIV 特別取締役の登記手続 334

1 登記事項 334

(1) 特別取締役が就任したとき 334

(2) 特別取締役が退任したとき 335

(3) 特別取締役の氏名に変更が生じたとき 335

2 登記期間 335

3 申請人 336

4 申請書の記載事項 336

(1) 登記の事由 336

(2) 登記すべき事項 336

5 特別取締役の氏の記録に関する申出等 337

6 添付書類 337

(1) 特別取締役の就任の登記 337

(2) 特別取締役の退任の登記 337

(3) 特別取締役の氏名の変更の登記 338

7 登録免許税 338

8 特別取締役に関する登記申請書作成例 338

特別取締役の議決の定めの設定及び特別取締役の就任 338

役員変更－35 株式会社変更登記申請書 338

役員変更－36 登記事項提出書の例 339

役員変更－37 取締役会議事録 340

XV 監査等委員会設置会社に関する登記手続 341

1 登記事項 341

(1) 監査等委員会設置会社の定めを設定したとき 341

(2) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役が退任したとき
342

- (3) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定めを設定又は廃止したとき 343
- (4) 監査等委員会設置会社の定めを廃止したとき 343
- (5) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名に変更が生じたとき 344

2 登記期間 344

3 申請人 345

4 申請書の記載事項 345

- (1) 登記の事由 345
- (2) 登記すべき事項 345

5 監査等委員である取締役等の氏の記録に関する申出等 346

6 添付書類 347

- (1) 監査等委員会設置会社の定めの設定による変更登記 347
- (2) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の退任による変更の登記 348
- (3) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの設定又は廃止による変更の登記 350
- (4) 監査等委員会設置会社の定めを廃止による変更の登記 350
- (5) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名の変更の登記 350
- (6) その他 351

7 登録免許税 351

XVI 指名委員会等委員、執行役又は代表執行役の登記手続 352

1 「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」とする改正 352

- (1) 委員会設置会社を指名委員会等設置会社とする改正 352
- (2) 経過措置 352

2 登記事項 352

- (1) 指名委員会等委員，執行役又は代表執行役が就任したとき 353
(2) 指名委員会等委員，執行役又は代表執行役が退任したとき 354
(3) 指名委員会等委員，執行役の氏名又は代表執行役の氏名
若しくは名称又は住所に変更が生じたとき 355

3 登記期間 355

4 申請人 355

5 申請書の記載事項 356

- (1) 登記の事由 356
(2) 登記すべき事項 356

**6 指名委員会等委員，執行役，代表執行役の氏の記録に関する
申出等 357**

7 添付書類 357

- (1) 指名委員会等委員，執行役又は代表執行役の就任の登記 357
(2) 指名委員会等委員，執行役又は代表執行役の退任の登記 359
(3) 指名委員会等委員，執行役，代表執行役の氏名又は
住所の変更の登記 361
(4) その他 361

8 登録免許税 361

**第5章 発行する株式の内容の定め
(譲渡制限に関する規定を含む.)
の設定・廃止の登記**

1 株式の譲渡制限に関する規定の設定の手続 362

- (1) 定款変更の決議 363
(2) 株券提供公告等 363
(3) 登記期間及び登記すべき事項 363
(4) 添付書類 364
(5) 登録免許税 364

2 株式の譲渡制限に関する規定の廃止の手続 364

3 株式の譲渡制限に関する規定の設定・廃止の登記申請書作成例

365

(1) 株式の譲渡制限に関する規定を設けた場合 365

株式の内容 - 1 株式会社変更登記申請書 365

株式の内容 - 2 株券提供公告 366

株式の内容 - 3 委任状 367

(2) 株式の譲渡制限に関する規定の変更の場合 367

株式の内容 - 4 株式会社変更登記申請書 367

(3) 株式の譲渡制限に関する規定の廃止の場合 368

株式の内容 - 5 株式会社変更登記申請書 368

4 取得請求権付株式に関する定めの設定 368

(1) 設定の手続 368

(2) 登記手続 368

5 取得請求権付株式に関する定めの設定の登記申請書作成例

369

株式の内容 - 6 株式会社変更登記申請書 369

株式の内容 - 7 登記事項提出書の例 370

6 取得条項付株式に関する定めの設定 370

(1) 設定の手続 370

(2) 登記手続 370

7 取得条項付株式に関する定めの設定の登記申請書作成例

371

株式の内容 - 8 株式会社変更登記申請書 371

株式の内容 - 9 登記事項提出書の例 371

8 種類株式の内容の定めの設定 372

第6章 株券を発行する旨の定款の定め の廃止・設定の登記

1 株券を発行する旨の定款の定め廃止の手続 374

- (1) 株主等に対する通知・公告（株券廃止公告） 374
- (2) 通知・公告する事項 374
- (3) 定款変更に係る株主総会の特別決議 375
- (4) 定款変更の効力発生 375

2 株券発行会社である旨の定めの廃止の登記 375

- (1) 登記期間及び登記すべき事項 375
- (2) 添付書類 375
- (3) 登録免許税 376

3 株券を発行する旨の定款の定めの設定 376

4 株券を発行する旨の定款の定めの設定の登記

（株券発行会社である旨の登記）手続 376

- (1) 登記期間及び登記すべき事項 376
- (2) 添付書類 377
- (3) 登録免許税 377

5 株券を発行する旨の定款の定めの廃止・設定の登記申請書作成例 377

- (1) 株券を発行する旨の定めの廃止の場合 377

株券発行－ 1 株式会社変更登記申請書 377

株券発行－ 2 株主総会議事録 378

株券発行－ 3 公告をしたことを証する書面 379

株券発行－ 4 株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 379

- (2) 株券を発行する旨の定めの設定の場合 380

株券発行－ 5 株式会社変更登記申請書 380

株券発行－ 6 登記事項提出書の例 380

株券発行－ 7 株主総会議事録 381

株券発行－ 8 株主リスト 381

株券発行－ 9 委任状 381

第7章 募集株式の発行等株式を発行する場合の登記

I 募集株式の発行 383

- 1 募集株式の発行の手続** 383
 - (1) 募集事項の決定 383
 - (2) 決定すべき募集事項の内容 385
 - (3) 株主に対する通知・公告 390
 - (4) 募集株式の申込み・割当て 391
 - (5) 公開会社における支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等の特則 392
 - (6) 出資の履行 394
 - (7) 株主となる時期（募集株式の発行の効力発生の時期） 394
 - 2 募集株式の発行による登記手続** 394
 - (1) 登記期間 394
 - (2) 登記すべき事項 394
 - (3) 添付書類 395
 - (4) 登録免許税 395
 - 3 募集株式の発行による登記申請書作成例** 401
 - (1) 取締役会社設置会社以外の会社が株主割当てにより募集株式（譲渡制限株式）を発行した場合 401
-
- 株式の発行－1 株式会社変更登記申請書 401
 - 株式の発行－2 株主総会議事録 403
 - 株式の発行－3 株主リスト 404
 - 株式の発行－4 株式申込証 404
 - 株式の発行－5 払込金受入証明書 405
 - 株式の発行－6 資本金の額の計上に関する証明書（自己株式の処分を伴わない場合） 406
 - 株式の発行－7 委任状 406

Ⅱ 取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権と引換えにする株式の交付 408

1 取得請求権付株式、取得条項付株式及び取得条項付新株予約権 408

2 取得請求権の行使、取得事由の発生 409

3 取得請求権付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記 410

(1) 取得請求権付種類株式の請求権行使 410

(2) 登記期間 410

(3) 登記事項 410

(4) 添付書類 411

(5) 登録免許税 411

4 取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記 411

(1) 取得条項付種類株式の取得の手続 411

(2) 登記期間 413

(3) 登記事項 413

(4) 添付書類 413

(5) 登録免許税 414

5 取得条項付新株予約権の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記 414

(1) 取得条項付新株予約権の取得の手続 414

(2) 登記期間 416

(3) 登記事項 416

(4) 添付書類 416

(5) 登録免許税 417

6 取得請求権付種類株式，取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えにする株式の交付による登記申請書作成例 417

- (1) 取得請求権付種類株式の取得と引換えにする株式の交付の場合
417

株式の交付－ 1 株式会社変更登記申請書 417

- (2) 取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付の場合
418

株式の交付－ 2 株式会社変更登記申請書 418

株式の交付－ 3 株式会社変更登記申請書 419

Ⅲ 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の発行 420

1 全部取得条項付種類株式 420

2 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記 421

- (1) 全部取得条項付種類株式の取得 421
(2) 登記期間 422
(3) 登記事項 422
(4) 添付書類 422
(5) 登録免許税 422

第8章 株式の分割，無償割当てと併合及び自己株式の消却の登記

I 株式の分割と無償割当て 423

1 株式分割の手続 424

- (1) 株主総会の普通決議（取締役会設置会社においては，取締役会決議）
424
(2) 基準日の公告 424

- (3) 効力の発生 424
- (4) 発行可能株式総数の増加 424
- (5) 単元株式数の変更 425
- (6) 分割により1株に満たない端数が生じる場合 425
- (7) 株券発行会社における株券の発行 425

2 株式の分割による変更の登記 426

- (1) 登記期間及び登記すべき事項 426
- (2) 添付書類 426
- (3) 登録免許税 426

3 株式無償割当ての手続 426

- (1) 株主総会の普通決議（取締役会設置会社においては、取締役会決議）
426
- (2) 効力の発生 427
- (3) 無償割当ての通知 427
- (4) 無償割当てにより1株に満たない端数が生じる場合 427
- (5) 株券発行会社における株券の発行 427

4 株式無償割当てによる変更の登記 428

- (1) 登記期間及び登記すべき事項 428
- (2) 添付書類 428
- (3) 登録免許税 428

5 株式の分割、無償割当てによる変更登記申請書作成例 428

- (1) 株式の分割 428

株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却－ 1 株式会社変更登記申請書 428

株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却－ 2 株主総会議事録 429

株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却－ 3 株主リスト 430

- (2) 株式の無償割当て 430

株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却－ 4 株式会社変更登記申請書 430

II 株式の併合 431

1 株式の併合の手続 431

- (1) 株主総会の特別決議 431
- (2) 株主等に対する通知・公告 432
- (3) 株券提供公告 432
- (4) 効力の発生 432
- (5) 発行可能株式総数、単元株式数の変更 432
- (6) 併合により1株に満たない端数が生じる場合 432
- (7) 株券発行会社における株券の発行 433

2 株式の併合による変更の登記 433

- (1) 登記期間及び登記すべき事項 433
- (2) 添付書類 433
- (3) 登録免許税 433

3 株式の併合による変更登記申請書作成例 434

- 株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却ー 5 株式会社変更登記申請書 434
- 株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却ー 6 株主総会議事録 434
- 株式分割・無償割当てと併合及び自己株式の消却ー 7 株主リスト 435

III 株式の消却 435

1 株式の消却の手続 436

2 株式の消却による変更の登記 436

- (1) 登記期間及び登記すべき事項 436
- (2) 添付書類 436
- (3) 登録免許税 436

第9章 新株予約権の登記

I 募集新株予約権の発行 437

1 募集新株予約権の発行の手続 437

- (1) 募集事項の決議 437
- (2) 決議すべき事項（募集事項） 439
- (3) 株主に対する通知・公告 442
- (4) 募集新株予約権の申込み・割当て 443
- (5) 出資の履行 445
- (6) 新株予約権者になる時期 445

2 募集新株予約権の発行の登記 446

- (1) 登記期間 446
- (2) 登記事項 446
- (3) 添付書類 446
- (4) 登録免許税 448

3 募集新株予約権の発行による変更登記申請書作成例 448

新株予約権－1 株式会社変更登記申請書 448

新株予約権－2 登記事項提出書の例 450

II 取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する新株予約権の発行..... 451

1 取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する新株予約権の発行手続と登記 451

- (1) 取得請求権付株式の取得の対価として新株予約権を発行する場合 451
- (2) 取得条項付株式の取得の対価として新株予約権を発行する場合 452
- (3) 取得条項付新株予約権の取得の対価として新株予約権を発行する場合 454

2 取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する新株予約権の発行による変更登記申請書作成例 455

- (1) 取得請求権付株式の取得の対価として新株予約権を
追加発行する場合 455

新株予約権－ 3 株式会社変更登記申請書 455

- (2) 取得条項付株式の取得により新株予約権を新たに発行する場合
455

新株予約権－ 4 株式会社変更登記申請書 455

新株予約権－ 5 登記事項提出書の例 456

Ⅲ 新株予約権の行使 457

1 新株予約権の行使による変更の手続と登記 457

- (1) 行使の手続 457
(2) 登記期間 458
(3) 登記事項 458
(4) 添付書類 458
(5) 登録免許税 459

2 新株予約権の行使による変更登記申請書作成例 459

新株予約権－ 6 株式会社変更登記申請書 459

Ⅳ 新株予約権の無償割当て、自己新株予約権の消却 461

**1 新株予約権の無償割当て、自己新株予約権の消却の手続
と登記 461**

2 自己新株予約権の消却による変更登記申請書作成例 461

新株予約権－ 7 株式会社変更登記申請書 461

第10章 資本金の額の増加又は減少

I 資本金の額の増加 462

1 準備金を減少して資本金の額を増加する手続 463

- (1) 株主総会の普通決議等 463

(2) 債権者保護手続 463

(3) 効力の発生 463

2 準備金の減少による資本金の額の増加の登記 464

(1) 登記期間及び登記すべき事項 464

(2) 添付書類 464

(3) 登録免許税 465

3 剰余金を減少して資本金の額を増加する手続 465

4 剰余金の減少による資本金の額の増加の登記 465

(1) 登記期間及び登記すべき事項 465

(2) 添付書類 465

(3) 登録免許税 465

5 資本金の額の増加による変更登記申請書作成例 466

(1) 準備金の減少による資本金の額の増加の場合 466

資本金の額の増加又は減少－ 1 株式会社変更登記申請書 466

(2) 剰余金の減少による資本金の額の増加の場合 467

資本金の額の増加又は減少－ 2 株式会社変更登記申請書 467

II 資本金の額の減少 468

1 資本金の額の減少の手続 468

(1) 株主総会の特別決議等 468

(2) 債権者保護手続 469

(3) 効力の発生 469

2 資本金の額の減少による変更の登記 469

(1) 登記期間及び登記すべき事項 469

(2) 添付書類 470

(3) 登録免許税 471

3 資本金の額の減少による変更登記申請書作成例 471

資本金の額の増加又は減少－ 3 株式会社変更登記申請書 471

資本金の額の増加又は減少－ 4 資本金の額の減少公告 472

第11章 解散・継続・清算結了の登記

I 会社の解散（会社が営業活動を中止すること）… 473

- 1 会社の解散 473
- 2 会社の解散の効果 474
- 3 解散した会社の機関（清算人） 474
- 4 解散及び清算人就任の登記 475
 - (1) 登記期間 475
 - (2) 登記事項 475
 - (3) 登録免許税 475
- 5 解散及び清算人就任登記申請書作成例 476
 - (1) 株主総会の決議により解散した場合（清算人会を設置しない会社において株主総会で清算人を定めた場合） 476

解散・継続・清算結了－ 1 株式会社解散及び清算人就任登記申請書 476

解散・継続・清算結了－ 2 株主総会議事録 478

解散・継続・清算結了－ 3 株主リスト 479

- (2) 定款に代表清算人を清算人の互選で定める旨の定めがある場合 479

解散・継続・清算結了－ 4 代表清算人の互選書 479

解散・継続・清算結了－ 5 委任状 479

- (3) 解散前の会社の取締役（監査等委員・取締役を除く。）が就任した場合の清算人就任登記（解散前に代表取締役が定められており、解散の登記とは別に申請する場合） 480

解散・継続・清算結了－ 6 株式会社清算人就任登記申請書 480

解散・継続・清算結了－ 7 委任状 480

- (4) 清算人会設置会社において解散の登記とは別に清算人の登記を申請する場合 481

解散・継続・清算結了－ 8 株式会社清算人選任登記申請書 481

解散・継続・清算結了－ 9 株主総会議事録 482

解散・継続・清算終了－10	株主リスト	482
解散・継続・清算終了－11	清算人会議事録	483
解散・継続・清算終了－12	委任状	483
(5) 清算人が死亡し新しく清算人を選任した場合		484
解散・継続・清算終了－13	株式会社清算人変更登記申請書	484
解散・継続・清算終了－14	株主総会議事録	484
解散・継続・清算終了－15	株主リスト	485
解散・継続・清算終了－16	死亡届	485
解散・継続・清算終了－17	委任状	485

Ⅱ 会社の継続（会社が再び営業活動をする事） … 486

1	会社の継続	486
2	会社の継続の手続	486
(1) 株主総会の開催		486
(2) 代表取締役の選定		487
3	継続の登記	487
(1) 登記期間		487
(2) 登記事項		488
(3) 添付書類		488
4	休眠会社の整理により解散した会社の継続登記申請手続上の留意点	490
(1) 会社の継続が認められる期間		490
(2) 清算人就任の登記の申請が必要		490
(3) 継続の登記の前提としての清算人・代表清算人の就任の登記手続 (取締役会非設置会社)		490
5	継続登記申請書作成例	491
(1) 総会の決議による場合（取締役会設置会社の場合）		491
解散・継続・清算終了－18	株式会社継続登記申請書	491
解散・継続・清算終了－19	登記事項提出書の例	492
解散・継続・清算終了－20	株主総会議事録	493
解散・継続・清算終了－21	株主リスト	494

解散・継続・清算終了－22 取締役会議事録 494

(2) 休眠会社の継続の場合 495

解散・継続・清算終了－23 株式会社清算人登記申請書（継続の登記の
前提としての清算人・代表清算人の就任）
（取締役会設置会社） 495

解散・継続・清算終了－24 株主総会議事録 496

解散・継続・清算終了－25 取締役会議事録 497

解散・継続・清算終了－26 委任状 498

Ⅲ 清算終了（会社の法人格の消滅）..... 498

1 決算報告書の作成と株主総会の承認 498

2 清算終了の登記手続 498

(1) 登記期間 499

(2) 登記事項 499

(3) 添付書類 499

3 書類の保存 499

4 清算終了登記申請書作成例 500

解散・継続・清算終了－27 株式会社清算終了登記申請書 500

解散・継続・清算終了－28 株主総会議事録 500

解散・継続・清算終了－29 株主リスト 501

解散・継続・清算終了－30 決算報告書 501

解散・継続・清算終了－31 委任状 501

■ 特例有限会社 編

第1章 特例有限会社における固有の登記

I 総 説 504

1 特例有限会社とは 504

2	登記事項の特則	505
3	通常の株式会社への移行	505
4	特例有限会社における固有の登記手続	506
	(1) 登記すべき事項	506
	(2) その他	506

II 取締役、代表取締役及び監査役の登記 507

1	概 説	507
2	取締役及び代表取締役、監査役の登記	507
	(1) 取締役及び代表取締役の選任	507
	(2) 監査役の選任	508
	(3) 取締役、代表取締役又は監査役の退任	508
3	登記事項	508
	(1) 取締役、代表取締役又は監査役が就任したとき	509
	(2) 取締役、代表取締役又は監査役が退任したとき	509
	(3) 取締役若しくは監査役の住所若しくは氏名又は代表取締役の氏名に変更が生じたとき	510
4	登記期間	510
5	申 請 人	511
6	申請書の記載事項	511
	(1) 登記の事由	511
	(2) 登記すべき事項	512
7	添付書類	512
	(1) 取締役、代表取締役又は監査役の就任の登記	512
	(2) 取締役、代表取締役又は監査役の退任の登記	514
	(3) 取締役、代表取締役又は監査役の氏名又は住所の変更	516
	(4) その他	516
8	登録免許税	516
9	登記申請書作成例	517
特例有限	1 特例有限会社変更登記申請書	517
特例有限	2 委 任 状	519

第2章 通常の株式会社への移行の登記

1 概 要 520

2 移行の手続 520

3 移行の登記手続 521

(1) 移行後の株式会社についてする設立登記 521

(2) 特例有限会社についてする解散の登記 523

4 登記申請書作成例 523

移行- 1 特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書 523

移行- 2 登記事項提出書の例 525

移行- 3 株主総会議事録 526

移行- 4 株主リスト 526

移行- 5 定 款 527

移行- 6 委 任 状 530

移行- 7 特例有限会社の商号変更による解散登記申請書 530

合名・合資・合同会社 編

第1章 合名会社の登記

I 概 説 534

1 合名会社とは 534

2 合名会社設立の手続 534

II 定款の作成 535

1 定款の絶対的記載事項 535

(1) 目 的 535

(2) 商 号 535

- (3) 本店の所在地 536
- (4) 社員の氏名又は名称及び住所 536
- (5) 社員の全部を無限責任社員とする旨 536
- (6) 社員の出資の目的(出資の対象となったものの種類)及びその価額又は評価の標準 536

2 定款の相対的記載事項 536

- (1) 会社の内部関係に関する事項で、民法の組合に関する規定の適用を避けようとする事項 537
- (2) 業務執行社員の定め 537
- (3) 代表社員の定め 537
- (4) 社員の退社事由の定め 537
- (5) 出資の払戻しを請求する方法その他出資の払戻しに関する事項 537
- (6) 存続期間又は解散の事由 537
- (7) 解散の場合の残余財産の分配割合 537
- (8) 定款変更の定め 538

3 定款作成例 538

定款作成－ 1 538

定款作成－ 2 539

Ⅲ 設立登記手続 543

- 1 登記期間** 543
- 2 登記すべき事項** 543
- 3 添付書類** 544
- 4 登録免許税** 544
- 5 設立登記申請書作成例** 544

合名会社－ 1 合名会社設立登記申請書 544

合名会社－ 2 同意書 546

合名会社－ 3 委任状 546

Ⅳ 支店の設置による登記手続 546

- 1** 支店の設置手続 546
- 2** 支店設置の登記手続 547
- 3** 支店設置登記申請書作成例 547

(1) 会社成立後支店を設けた場合に、本店所在地において登記する場合 547

合名会社－4 合名会社支店設置登記申請書 547

(2) 本店及び既設支店の管轄区域外に新たに支店を設置した場合における新支店所在地の登記所にする場合 548

合名会社－5 合名会社支店設置登記申請書 548

V 定款変更による登記手続..... 548

- 1** 本店の同一登記所の管轄区域内への移転による
登記申請書作成例 549

合名会社－6 合名会社本店移転登記申請書 549

合名会社－7 同意書 549

- 2** 商号又は目的の変更による登記申請書作成例 550

(1) 商号の変更の場合 550

合名会社－8 合名会社変更登記申請書 550

合名会社－9 同意書 551

(2) 目的の変更の場合 551

合名会社－10 合名会社変更登記申請書 551

合名会社－11 同意書 552

合名会社－12 委任状 552

- 3** 社員の住所又は氏名の変更による登記申請書作成 552

- 4** 存続期間若しくは解散事由の変更又はその規定の設定による
登記申請書作成例 553

合名会社－13 合名会社変更登記申請書 553

- 5** 代表社員の変更による登記申請書作成例 553

合名会社－14 合名会社変更登記申請書 553

合名会社－15 同意書 554

合名会社－16 委任状 554

- 6** 社員の入社による登記申請書作成例 554

合名会社－17	合名会社変更登記申請書（持分の一部譲受入社による場合）	555
---------	-----------------------------	-----

7 社員の退社による登記申請書作成例 555

(1) 社員の退社理由	555
-------------	-----

(2) 登記申請書作成例	558
--------------	-----

合名会社－18	合名会社変更登記申請書	558
---------	-------------	-----

合名会社－19	退社予告書（会社に対する予告）	558
---------	-----------------	-----

合名会社－20	退社予告書（社員に対する予告）	559
---------	-----------------	-----

合名会社－21	合名会社変更登記申請書	559
---------	-------------	-----

VI 解散・継続・清算結了の登記手続 560

1 解 散 560

2 解散原因 560

3 解散登記申請書作成例 560

合名会社－22	合名会社解散登記申請書（総社員の同意による解散の場合）	561
---------	-----------------------------	-----

4 継 続 561

5 継続の要件 562

6 継続登記申請書作成例 562

合名会社－23	合名会社継続登記申請書（社員全員又は一部の同意による場合）	562
---------	-------------------------------	-----

7 清 算 563

8 清算の種類 563

(1) 任意清算	563
----------	-----

(2) 法定清算	563
----------	-----

9 清算人就任登記申請書作成例 564

(1) 登記期間	564
----------	-----

(2) 登記すべき事項	564
-------------	-----

(3) 登記申請書作成例	564
--------------	-----

合名会社－24	合名会社清算人就任登記申請書	564
---------	----------------	-----

合名会社－25	合名会社清算人変更登記申請書	565
---------	----------------	-----

10 清算終了登記申請書作成例 566

(1) 法定清算の場合 566

合名会社 - 26 合名会社清算終了登記申請書 566

合名会社 - 27 合名会社清算終了承認書 567

(2) 清算終了が錯誤であった場合の清算終了登記を抹消する場合
569

合名会社 - 28 合名会社清算終了の抹消登記申請書 569

第2章 合資会社の登記

1 合資会社とは 570

2 合資会社と合名会社との違い 570

(1) 構 成 員 570

(2) 有限責任社員の地位 571

3 合資会社の設立 571

4 合資会社の変更登記等 572

第3章 合同会社の登記

I 概 説 573

1 合同会社とは 573

2 合名会社又は合資会社との違い 573

(1) 構 成 員 573

(2) 出資の履行 574

(3) 登記事項 574

II 合同会社の設立とその登記手続 575

1 設立の手続 575

(1) 定款の作成 575

(2) 社員の員数等 575

(3) 代表社員の選任 576

(4) 出資の履行 576

2 設立の登記手続 577

(1) 登記を申請すべき者及び登記期間 577

(2) 登記すべき事項 577

(3) 添付書類 578

(4) 登録免許税 579

3 設立登記申請書作成例 579

合同会社－1 合同会社設立登記申請書 579

合同会社－2 登記事項提出書の例 581

合同会社－3 定 款 582

合同会社－4 代表社員、本店所在地及び資本金決定書 583

合同会社－5 代表社員の就任承諾書 583

合同会社－6 職務執行者の選任に関する書面 584

合同会社－7 職務執行者の就任承諾書 584

合同会社－8 払込みがあったことを証する書面 585

合同会社－9 資本金の額の計上に関する代表社員の証明書 585

合同会社－10 委 任 状 586

Ⅲ 合同会社の変更登記手続 586

1 社員の加入・資本金の額の増加による変更の登記 586

(1) 社員の入社の手続 586

(2) 社員の出資の価額の増加 587

(3) 社員の加入・資本金の額の増加による変更の登記手続 587

(4) 登記申請書作成例 591

合同会社－11 合同会社変更登記申請書(業務執行社員(代表社員以外)
の加入による変更の場合) 591

2 社員の退社・資本金の額の減少による変更の登記 592

(1) 社員の退社及び持分の払戻しによる資本金の額の変更の手続
592

(2) 社員に対する出資の払戻しの手続 593

- (3) 損失のてん補に充てる場合の資本金の額の減少の手続 594
- (4) 社員の退社・資本金の額の減少による変更の登記手続 594
- (5) 登記申請書作成例 596

〔合同会社－12〕 合同会社変更登記申請書（業務執行社員の退社による変更の場合） 596

第4章 持分会社の種類変更の登記

1 種類変更の手続 597

2 種類の変更の登記手続 597

- (1) 登記期間等 597
- (2) 種類変更後の持分会社についてする設立の登記 598
- (3) 種類変更前の持分会社についてする解散の登記 599

3 登記申請書作成例（合資会社から合同会社への種類変更の場合） 600

種類変更－1 種類変更による合同会社の設立登記申請書 600

種類変更－2 登記事項提出書の例 602

種類変更－3 定 款 603

種類変更－4 同 意 書 604

種類変更－5 出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面 604

種類変更－6 代表社員の選定に関する書面 605

種類変更－7 代表社員の就任承諾書 605

種類変更－8 合同会社への種類変更の際、法人である社員が加入し、代表社員に定められた場合における職務を行うべき者の選任に関する書面 606

種類変更－9 職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面 606

種類変更－10 資本金の額の計上に関する証明書 607

種類変更－11 委 任 状 607

種類変更－12 合資会社についてする解散の登記申請書 608

第1章 外国会社（総説）

- 1 外国会社とは 610
- 2 外国会社と登記の関係 611

第2章 外国会社の登記手続

- 1 登記の管轄 612
- 2 申請人 612
- 3 初めて日本における代表者を定めた場合の登記 612
 - (1) 登記の事由 612
 - (2) 登記すべき事項 613
 - (3) 添付書類 613
 - (4) 登録免許税 613
- 4 全ての営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 614
 - (1) 登記の事由 614
 - (2) 登記すべき事項 614
 - (3) 添付書類 614
 - (4) 印鑑の提出 614
- 5 日本に営業所を設置していない外国会社の全ての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 615
 - (1) 登記の事由 615
 - (2) 登記すべき事項 615
 - (3) 添付書類 615
 - (4) 登録免許税 615

- 6** 日本に営業所を設置していない外国会社がその登記後に日本に営業所を設置した場合の登記 615
- (1) 登記の事由 616
 - (2) 登記すべき事項 616
 - (3) 添付書類 616
 - (4) 登録免許税 616
- 7** 日本に営業所を設置している外国会社がその登記後全ての営業所を閉鎖した場合（全ての日本における代表者が退任しようとするときを除く。）の登記 617
- (1) 登記の事由 617
 - (2) 登記すべき事項 617
 - (3) 添付書類 617
 - (4) 登録免許税 617
- 8** 全ての日本における代表者が退任する場合（清算の開始の命令がある場合を除く。）の登記 618
- (1) 登記の事由 618
 - (2) 登記すべき事項 618
 - (3) 添付書類 618
 - (4) 登録免許税 618
- 9** 清算に関する登記 618
- 10** 登記申請書作成例 619
- (1) 初めて日本における代表者を定めた場合 619
- 外国会社－ 1** 外国会社営業所設置（日本における代表者選任）登記申請書 619
- 外国会社－ 2** 登記事項提出書の例 620
- 外国会社－ 3** 宣誓書（訳文） 621
- (2) 日本に営業所を設置していない外国会社がその登記後に他の登記所の管轄区域内に営業所を設置した場合 622
- 外国会社－ 4** 外国会社営業所設置登記申請書（日本における代表者の住所の所在地（旧所在地）提出用） 622

外国会社－ 5 外国会社営業所設置登記申請書（日本の営業所の所在地
（新所在地）提出用） 623

（3）全ての日本における代表者が退任する場合 624

外国会社－ 6 日本における代表者退任登記申請書 624

11 署名（サイン）証明 625

■ 組織再編 編

第1章 組織変更の登記

1 組織変更の手続 628

（1）当事会社 628

（2）株式会社の組織変更の手続 628

（3）持分会社の組織変更の手続 630

2 組織変更の登記手続 632

（1）登記期間等 632

（2）登記すべき事項 632

（3）添付書類 632

（4）登録免許税 636

3 登記申請書作成例 636

（1）合名会社を株式会社に組織変更する場合 636

組織変更－ 1 合名会社の組織変更による株式会社の設立登記申請書
636

組織変更－ 2 登記事項提出書の例 639

組織変更－ 3 合名会社の組織変更による解散登記申請書 640

組織変更－ 4 組織変更計画書 640

組織変更－ 5 定款案 641

組織変更－ 6 総社員の同意書 642

組織変更－ 7 代表取締役の選定に関する書面（組織変更後の株式会社が
取締役会設置会社となる場合） 642

組織変更－ 8	代表取締役の選定に関する書面（組織変更後の株式会社が定款に代表取締役を互選により定めるとの規定を置いた場合）	643
組織変更－ 9	代表取締役の選定に関する書面（組織変更後の株式会社が定款に代表取締役を株主総会により定めるとの規定を置いた場合）	643
組織変更－ 10	資本金の額の計上に関する証明書	644
組織変更－ 11	組織変更公告	645
組織変更－ 12	債権者への通知	645
組織変更－ 13	異議を述べた債権者がいないことを証する書面	646
組織変更－ 14	登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書	646
組織変更－ 15	委任状	647
(2) 株式会社を合同会社に組織変更する場合 647		
組織変更－ 16	組織変更による合同会社設立登記申請書	647
組織変更－ 17	登記事項提出書の例	649
組織変更－ 18	総株主の同意書	650
組織変更－ 19	組織変更計画書	651
組織変更－ 20	定款案	652
組織変更－ 21	株式会社組織変更公告	652
組織変更－ 22	催告書	653
組織変更－ 23	承諾書	653
組織変更－ 24	異議申述書	654
組織変更－ 25	債権者に対して弁済をしたことを証する書面	654
組織変更－ 26	代表社員の選定に関する書面	654
組織変更－ 27	組織変更につき株券等提供公告	655
組織変更－ 28	代表社員の職務を行うべき者の選任に関する書面	655
組織変更－ 29	職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面	656

組織変更－30	登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書	656
組織変更－31	委任状	657
組織変更－32	参考：組織変更後合資会社の有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面	657
組織変更－33	組織変更による株式会社の解散登記申請書	658

第2章 合併の登記

I 吸収合併による登記 660

1	吸収合併の手続	660
(1)	合併契約書の作成	660
(2)	合併契約書の事前備置	665
(3)	反対株主の株式買取請求権及び新株予約権者の新株予約権買取請求権	666
(4)	吸収合併契約の承認	666
(5)	債権者保護手続	668
(6)	株券提供の公告及び新株予約権証券提供公告	669
(7)	公正取引委員会に対する届出	669
(8)	財産の引継ぎ	669
(9)	合併に関する事項の事後開示	670
2	吸収合併による変更登記手続	670
(1)	存続会社の合併による変更登記	670
(2)	合併による変更及び解散登記申請書	670
(3)	存続会社の変更登記申請	671
3	添付書類	671
(1)	存続会社が株式会社の場合	671
(2)	存続会社が合同会社の場合	674
4	登録免許税	675
5	登記申請書作成例	676

(1) 吸収合併による存続会社について行う変更登記申請(存続会社が株式会社の場合) 676

- 合併- 1 合併による株式会社変更登記申請書 676
- 合併- 2 株主総会議事録 680
- 合併- 3 株主リスト 680
- 合併- 4 合併契約書 681
- 合併- 5 合併公告 683
- 合併- 6 催告書(存続会社) 684
- 合併- 7 催告書(消滅会社) 685
- 合併- 8 合併異議申述書 686
- 合併- 9 弁済受領証 687
- 合併- 10 異議を述べた債権者を害するおそれがないことの証明書 687
- 合併- 11 合併承諾書 688
- 合併- 12 参考:財産引継書 688
- 合併- 13 上 申 書 689
- 合併- 14 株券提供公告 689
- 合併- 15 資本金の額の計上に関する証明書(吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主資本を引き継ぐ場合以外の場合) 690
- 合併- 16 資本金の額の計上に関する証明書(吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主資本を引き継ぐ場合) 690
- 合併- 17 登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書 691
- 合併- 18 委 任 状 691

(2) 吸収合併により株式を発行せず、資本金の額を変更せず、かつ、合併により定款変更しない場合 692

- 合併- 19 株式会社合併による変更登記申請書 692

(3) 略式合併あるいは簡易合併の手続により株式を発行せず、資本金の額を変更しない場合の存続会社について行う変更登記申請 692

- 合併- 20 合併による株式会社変更登記申請書 692

合併－21	合併公告（簡易合併による場合）	695
合併－22	取締役会議事録	696
合併－23	簡易合併の要件を満たすことを証する書面	696
合併－24	簡易合併に反対の意思を通知した株主がある場合における 会社法第796条第3項の株主総会の承認を受けなければなら ない場合には該当しないことを証する書面	697
合併－25	株主総会議事録（消滅会社）	698
合併－26	株主リスト（消滅会社）	698
合併－27	委任状	698
	（4）存続会社が合同会社の場合	699
合併－28	吸収合併による合同会社変更登記申請書	699
合併－29	登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書	701
合併－30	参考：吸収合併後存続会社が合資会社である場合の有限責 任社員が既に履行した出資の価額を証する書面	702

Ⅱ 新設合併による登記 703

1 合併による会社設立の手続 703

- （1）設立に関する行為 703
- （2）株式会社を設立する新設合併に当たり決定すべき事項 703
- （3）持分会社を設立する新設合併に当たり決定すべき事項 707

2 新設合併による会社の設立登記手続 708

- （1）登記期間 708
- （2）登記すべき事項 708
- （3）添付書類 709
- （4）登録免許税 712

3 登記申請書作成例 712

合併－31	合併による株式会社設立登記申請書（株式会社が合併して株 式会社を設立する場合）	712
合併－32	登記事項提出書の例	716
合併－33	合併契約書	717

- 合併－34 定 款 718
- 合併－35 消滅会社の株主総会議事録 723
- 合併－36 消滅会社の株主リスト 723
- 合併－37 資本金の額の計上に関する証明書（支配取得に該当する場合（新設合併取得会社の株主に交付する財産の全部が設立会社の株式であり、新設合併取得会社の株主資本を引き継ぐ場合を除く。）） 724
- 合併－38 資本金の額の計上に関する証明書（支配取得に該当する場合であって、新設合併取得会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式であり、かつ、新設合併取得会社に係る部分については、同社における新設合併の直前の株主資本を引き継ぐものとして計算するとき） 724
- 合併－39 資本金の額の計上に関する証明書（共通支配下関係にある場合（新設型再編対価の全部が設立会社の株式であり、新設合併消滅会社の株主資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるときを除く。）） 725
- 合併－40 資本金の額の計上に関する証明書（共通支配下関係にある場合であって、新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式であり、かつ、新設合併消滅会社における新設合併の直前の株主資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるとき） 726
- 合併－41 登録免許税法施行規則第12条第3項の規定に関する証明書 727
- 合併－42 委 任 状 728

Ⅲ 合併による解散の登記 728

1 合併による解散登記手続 728

- (1) 解散登記の申請 728
- (2) 申請書の記載事項 729
- (3) 添付書類 729

(4) 支店所在地における登記 729

(5) 登録免許税 729

2 登記申請書作成例 730

合併-43 株式会社合併による解散登記申請書 730

第3章 会社分割による登記

I 吸収分割による登記 731

1 吸収分割の手続 731

(1) 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割 731

(2) 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割 734

(3) 吸収分割契約書等の事前備置 737

(4) 反対株主の株式買取請求権及び新株予約権者の

新株予約権買取請求権 737

(5) 吸収分割契約書の承認 737

(6) 債権者保護手続 738

(7) 新株予約権証券提供公告 738

(8) その他 738

2 吸収分割の申請手続—本店所在地とする登記の申請 739

(1) 登記期間 739

(2) 登記すべき事項 739

(3) 添付書類 740

(4) 登録免許税 741

3 登記申請書作成例 742

(1) 株式会社吸収分割による場合 742

分割-1 吸収分割による株式会社変更登記申請書（承継会社）
742

分割-2 分割契約書 743

分割-3 株主総会議事録 744

分割-4 株主リスト 745

分割－ 5	会社分割公告	745
分割－ 6	催 告 書	746
分割－ 7	上 申 書	747
分割－ 8	資本金の額の計上に関する証明書（吸収分割承継会社が吸収分割会社の株主資本を引き継ぐ場合以外の場合）	748
分割－ 9	資本金の額の計上に関する証明書（吸収分割承継会社が吸収分割会社の株主資本を引き継ぐ場合）	748
分割－10	委 任 状	749
	（2）分割会社について（簡易分割による場合）	749
分割－11	吸収分割による株式会社変更登記申請書（承継会社）	749
分割－12	取締役会議事録	751
分割－13	吸収分割による株式会社変更登記申請書（分割会社）	752

II 新設分割による登記 752

1	新設分割の手続	752
	（1）株式会社を設立する新設分割	752
	（2）持分会社を設立する新設分割	756
	（3）そ の 他	758
2	新設分割の申請手続一本店所在地とする登記の申請	759
	（1）登記期間	759
	（2）登記すべき事項	760
	（3）添付書類	760
	（4）登録免許税	762
3	登記申請書作成例	762
	（1）株式会社新設分割の場合	762
分割－14	新設分割による株式会社設立登記申請書（株式会社の場合）	762
分割－15	登記事項提出書の例	764
分割－16	分割計画書	765
分割－17	定 款 案	766
分割－18	株主総会議事録	766

分割-19	株主リスト	767
分割-20	会社分割公告	767
分割-21	催告書	768
分割-22	上申書	768
分割-23	資本金の額の計上に関する証明書（単独新設分割の場合（新設型再編対価の全部が設立会社の株式である場合であって、新設分割会社の株主資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるときを除く。）	769
分割-24	資本金の額の計上に関する証明書（分割型新設分割の新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式である場合であって、新設分割会社における新設分割の直前の株主資本の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切であるとき）	769
分割-25	資本金の額の計上に関する証明書（共同新設分割の場合）	770
分割-26	委任状	771
	（2）簡易分割による場合	772
分割-27	新設分割による株式会社設立登記申請書（簡易分割による場合）	772
分割-28	取締役会議事録	773
分割-29	新設分割による株式会社変更登記申請書（分割会社）	774

第4章 株式交換・移転の登記

I 株式交換による登記 777

1	株式交換の手続	777
	（1）株式交換契約の締結	777
	（2）完全子会社となる会社の手続	781
	（3）完全親会社となる会社の手続	782
2	株式交換による変更登記手続	783

- (1) 登記期間 783
- (2) 登記すべき事項 784
- (3) 添付書類 784
- (4) 完全子会社における新株予約権の変更の登記の場合 785
- (5) 登録免許税 785

3 登記申請書作成例 786

- (1) 株式交換の場合 786

交換・移転－ 1 株式交換による株式会社変更登記申請書 786

交換・移転－ 2 株式交換契約書 788

交換・移転－ 3 株主総会議事録 789

交換・移転－ 4 株主リスト 790

交換・移転－ 5 資本金の額の計上に関する証明書 790

交換・移転－ 6 株式交換につき株券提出公告 790

交換・移転－ 7 委任状 791

- (2) 略式又は簡易株式交換による場合 791

交換・移転－ 8 株式交換による株式会社変更登記申請書 791

交換・移転－ 9 略式（又は簡易）株式交換の公告 793

交換・移転－ 10 上申書 794

交換・移転－ 11 略式（又は簡易）株式交換の通知 794

II 株式移転による登記 795

1 株式移転の手続 795

- (1) 株式移転計画の作成 795
- (2) 完全子会社における株式移転計画の承認 798
- (3) 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告 798
- (4) 債権者保護手続 798
- (5) その他 798

2 株式移転による変更登記手続 799

- (1) 登記期間 799
- (2) 登記すべき事項 799
- (3) 添付書類 800

3 登記申請書作成例 800

交換・移転－12	株式移転による株式会社設立登記申請書	800
交換・移転－13	登記事項提出書の例	804
交換・移転－14	株主総会議事録	805
交換・移転－15	株主リスト	805
交換・移転－16	取締役会議事録	806
交換・移転－17	資本金の額の計上に関する証明書	806
交換・移転－18	株式移転による株券提出及び株券失効の公告	807
交換・移転－19	委任状	807

資料編

商業登記規則	810
※最終改正：平成28年4月20日法務省令第32号	
登録免許税法別表第一（抜粋）	892
※最終改正：平成30年7月27日法律第80号	

● 凡 例 ●

本書で用いている略語は次のとおりです。なお、法律、施行令、施行規則等の規定中、アラビア数字は「条」を、ローマ数字は「項」を、「号」は○で囲んだ数字を利用しています。

(略称)	(正式名)
会	— 会社法
会 施 規	— 会社法施行規則
会 附 則	— 会社法附則
商 登	— 商業登記法
商 登 規	— 商業登記規則
非 訟	— 非訟事件手続法
登 税 法	— 登録免許税法
登 税 規	— 登録免許税法施行規則
商 法 特 例 法	— 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
民	— 民法
国 通	— 国税通則法
会 計 規	— 会社計算規則
整 備 法	— 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
公証法施行規則	— 公証人法施行規則
犯収法施行規則	— 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

総 説

I	商業登記の意義	62
II	登記申請の補正・取下 げ・却下	87
III	登記の更正及び抹消	94
IV	審査請求	98
V	登記事項証明書、印鑑 証明書及び登記事項要 約書等の請求、附属書 類の閲覧	99
VI	電子認証制度	109
VII	債権譲渡登記事項概要 ファイル及び動産譲渡 登記事項概要ファイル	113



I 商業登記の意義



1 商業登記制度の趣旨

我が国における経済活動は、株式会社を始めとする各種会社等の商人を中心として行われ、発展してきました。ところで、一般公衆が取引を行うとする場合、相手の商人についてその組織内容や使用人の法律上の能力・代理権の有無等を事前に十分調査して取引をすれば安全なのですが、独力でこれらを調査することは困難です。また、取引相手の商人側にしても、集团的、反復的に行われる営業活動の都度自己の組織内容等をいちいち相手に知らせることは煩雑です。

そこで、あらかじめ商人についての一定の重要な事項を公示させ、公示された事項は一般公衆は当然知っているものとされるならば、商人にとっても便利です。このように、取引の相手方である一般公衆の保護と、商人自身の信用を保持するために設けられたのが、商業登記の制度です。

2 登記等の義務と過料制度

商業登記は、前述したように商人に関する一定の事項を登記して、取引の安全と円滑に奉仕することを目的としていますので、登記をしなければならない事由が発生したにもかかわらず、その登記がなされなかったとすれば無意味になった登記が残され、かえって取引上の安全を阻害することとなり、商業登記制度に反することから、会社の代表者に対して登記の励行を義務付け、一定の期間内に登記をしなかった場合には100万円以下の過料（刑法上の罰則ではなく行政罰）の制裁を科するものとしています（会976①等）。

具体的には、総会等において、役員を選任等がされていないこと（選任懈怠）、法定手続きに基づき変更は生じているものの登記申請を怠っていること（登記懈怠）（会915、976）などがあります。

3 登記の種類

商業登記は、登記所に備え付けられた商業登記簿に記載してする登記ですが、

それは、次のように分類することができます。

(1) 主体（中心をなすもの）による分類

① 商号の登記

商人が営業のために使用する名称を商号といいます。個人（自然人）商人の商号は登記するか否かは自由です。ただし、何人も、不正の目的をもって、他の商人又は会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないとされています（会 8 I、商 12 I）。他人が登記した商号と同一の商号は、その営業所（会社の場合は、本店）の所在場所が同じ場所にあるときは登記することができません（商登 27）。会社の商号は、設立登記の際当然に各種の会社登記簿に登記されますので（商登 34 I）、ここにいう商号の登記は、個人商人の商号を指し、商号登記簿に登記されます（商登 6 ①）。

なお、従前の商法で認められていた目的と関連付けての「商号の仮登記」については廃止されています。

② 未成年者の登記

法定代理人（親権者等）の許可があれば未成年者でも単独で営業をすることができます（民 5 I、6 I）。その営業の許可を得た未成年者であることを公示するために設けられた登記で、未成年者登記簿になされます（商登 6 ②）。

③ 後見人の登記

未成年者に親権を行う者がいないとき（民 834）又は成年被後見人には、後見人がそれらの者の法定代理人となります（民 839、840、843）。その後見人が未成年者又は成年被後見人（これらの者を被後見人という。）のために営業をする場合に、その事実を公示するために設けられた登記で、後見人登記簿になされます（商登 6 ③）。

④ 支配人の登記

支配人は、営業主の営業について営業主を代理する権限を持つものですが（商 20）、特に、個人商人の支配人に関する事項の登記のみをするもので、支配人登記簿にされます（商登 6 ④）。なお、会社の支配人の登記は、その会社の本店の登記簿になされます（商登 44 I）。

⑤ 株式会社の登記

会社法施行前に設立された有限会社は、会社法施行後は、株式会社として存続しています。

⑥ 合名会社の登記

社員の全員が無限責任社員（当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合等に、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。）で構成される会社が、合名会社です。

旧商法では、1人合名会社の設立は認められていませんでしたが、会社法施行により可能となっています（会641④）。

また、旧商法では法人は合名会社の無限責任社員になることはできませんでしたが、会社法施行後は可能となっています。

⑦ 合資会社の登記

社員が有限責任社員（その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。）と無限責任社員とで構成される会社が、合資会社です。2種類の社員で構成されるため、会社法施行後も1人合資会社の設立は認められていません。

また、旧商法では合資会社の有限責任社員に業務執行権、会社の代表権が認められていませんでしたが、会社法施行後は定款自治が広く認められるようになったことから、定款に別段の定めがなければ有限責任社員も業務執行権を有し、会社の代表権を有するとされています。

⑧ 合同会社の登記

会社法制定に伴い新しく設けられた会社類型が、合同会社です。

社員の全員が有限責任社員のみで構成される点は株式会社の社員と同様ですが、原則として社員の全員一致で会社のあり方が決定されるという点では民法上の組合と同様の規律が適用されます。

⑨ 外国会社の登記

外国会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいいます（会2②）。

⑩ 債権譲渡登記事項概要ファイル・動産譲渡登記事項概要ファイル

なお、会社の登記は、次のように細分することができます。

- (ア) 設立の登記（新たに会社をつくる場合）
- (イ) 合併の登記（2以上の会社を合体して1つにする場合）
- (ウ) 分割の登記（会社を2以上に分ける場合）
- (エ) 組織変更の登記（例えば、株式会社を合同会社に変更する場合）
- (オ) 解散の登記（会社が営業活動をやめた場合）
- (カ) 清算人の登記（会社が解散した場合の機関）
- (キ) 清算終了の登記（解散した会社が残余財産等の処分を完了し、会社としての形態がなくなった場合）

(2) 登記の事由の発生の際様による分類

① 独立の登記（初登記）

登記すべき事由が初めて発生した場合にする登記で、商号新設の登記、支配人選任の登記、会社設立の登記等のように、登記簿上最初になされる登記をいいます。

② 変更の登記

ある種類の登記がなされた後その登記事項に変更を生じた場合に、これを変更後の事実と合致させるためにする登記をいいます。例えば、会社の目的の変更、商号の変更、取締役の改選による変更等の登記がこれに当たります。

また、会社成立後に存続時間を定めたり、株式の譲渡制限に関する規定を設定した場合も変更の登記ということになります。

③ 消滅の登記

ある種類の登記がなされた後に、その登記に対応する実体が消滅した場合に、その登記を抹消することを目的とする登記で、例えば、個人商人の商号の廃止、支配人の解任、清算終了等の登記がこれに当たります。

4 登記事項

商業登記の制度は、前述のように商人に関する事項を商業登記簿に登録してこ

れを公開し、会社等の信用を維持し、取引の安全を図ることを目的とするものですから（商登1）、一般公衆の立場からいえば、できるだけ多くの事項の登記があるのが望ましいわけですが、一方、商人側の利益保護を図る必要もあるところから、商人の利益を害さない限度において、一般公衆の利益に関係のある取引上重要な事項を登記することとしています。

登記事項は、会社法、商法、整備法その他の法令によって定められています。これ以外の事項は登記することはできません。したがって、誤って登記事項でない事項が登記されたとしても何らの効力も生じません。

また、会社の設立等の際して支店を設けた場合は、支店の所在地において、商号、本店の所在場所、その支店所在地の登記所管轄区域内にある支店の所在場所及び会社成立の年月日を登記しなければなりません（会930Ⅱ）。登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは遅滞なく変更や消滅の登記をしなければなりません（会931、932）。

5 登記の効力

(1) 登記がない場合の効力

登記すべき事項について登記がなされない場合には、その事実を取引関係に立つ善意の第三者に対して主張することが許されません。善意とは、その事実を知らないということです。

(2) 登記がある場合の効力

登記すべき事項について登記が完了した後は、悪意の第三者はもちろん、善意の第三者に対しても、その事実を主張することができます。

(3) 不実の登記の効力（公信力）

登記は、事実に基づいてなされるものですから、登記が事実と合致しないときは、その登記は何らの効力も生じません。しかし、そのような不実の登記を真実と信じて取引をした第三者は不利益を被ることになり、取引の安全を害することになります。そこで会社法は、故意又は過失により不実の登記をした者は、その事項が不実であることをもって、善意の第三者に対抗することができないものとしています（会908Ⅱ、商9Ⅱ）。例えば、甲が乙を支配人に選任した事実がないのに乙を選任した旨の登記をした場合、乙は本来支配人ではありませんから、乙